

占領期の教科書にみる「近代家族」

酒井はるみ

1 「近代家族」と教科書

敗戦を契機にして、日本の家族制度は「家」制度から民主主義の家族制度に変わることとなった。ここで民主主義の家族モデルとされたのが欧米の近代家族であったことはいうまでもない。

近年の家族史研究の著しい成果から、落合は近代家族の特徴を①家内領域と公共領域の分離、②家族成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非親族の排除、⑧核家族、などとまとめた（落合、一八）。

しかし、戦後の家族制度改革¹⁾近代家族観の導入に、この近代家族概念を直接対応させることはできない。それはヨーロッパ近代社会形成の過程で特徴を付与された、歴史的、地域的、階級的家族概念だからである。だが、わが国においても、明治維新以降の近代化過程で、「家」制度の家族観とともに、それとは異質の心性にもとづく近代的な家族観が育ちつつあったことを指摘する研究は多い。

敗戦はこれら二つの家族観の展開を押し止め、占領政策のもとで家族制度改革としてすすめられた。つまり、「近代家族」は法で構成される家族制度において展開されることとなったのである。家族に関する法律制度が男女平等を強調したこと、また軍国主義、超国家主義を否定する民主主義が、個人の尊重や個人主義を強調したことなどが、近代家族の概念の上に付与されたのである。「近代家族」は法律制度と密接不離であるがゆえのこのような特徴を伴って、戦後の家族として定着してゆくのである。

本稿は、教科書が家族をどのように記述したかを明らかにするものである。これを通して、欧米の近代家族をモデルとする「近代家族」がどのような様相で児童・生徒に示されたかを明らかにするためである。教科書を取り上げたのは、それがない特別な位置を占めているとみられるためである。まず、わが国の教科書は検定教科書である。教科書の構成や本文の細部にわたって文部省が関与し、国家の意志が教科書に反映されるしくみになっている。しかし、だからといって、文部省の意志で思うままに書きあげられたわけではない。特に占領期にはGHQ/CIE（連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局。以下CIEと略記）による「検閲」も経なければならなかったから、連合国軍（実際にはアメリカ軍）の意図もまた教科書に反映されたのである。教科書を舞台に日本とアメリカの葛藤がくりひろげられる面もあった。

また、日本の民主化には中央集権的な学校教育の貢献が大きかった。学校で重要な教科書はすべての児童・生徒にゆきわたり、読まれたのである。深刻な紙不足のなかで、他のメディアも弱体だったから、教科書の果たした役割は大きかった。

家族を内容に含む教科には家庭科、社会科、国語がある。本稿では家庭科の教科書を分析の対象とするが、それは社会科は教科書を刊行する時期が遅れたことと、家庭科で家族を重視したこと、特に高校家庭科には『家族』という教科書を刊行した時期があった（一九四九～一九六一年）ためである。

2 家族制度改革と「近代家族」

(1) 旧学校制度下の家族

戦前の家庭的教養における家族の内容は、主婦の責任の強調と老人への絶対の奉仕であった(常見、三三〇)。戦後の教科書は、その領域は踏襲しており、つぎのように記述された。

わが国の家生活として(中略)老人に対する尊敬の念はおのづから湧き起こるのであります。思へば、その長い生涯を以つて、わが家のためにつくして下さつた御恩は、心から感謝せずにはゐられません。又、(中略)⁽²⁾御苦労に対して、おねぎらひせずにはゐられません。(青年学校教科書株式会社著作兼発行、『青年家庭』巻三、一九四六年一月、一九)

これに次いで、一九四六年五月から十月にかけて、暫定教科書『高等科家事』が、明らかに「検閲」を受けて公刊されたが、右記の「敬老」はつぎのように変っている。

祖孫一體のうるはしい風は、家庭に於いて老人に仕へる心の上にもおのづから現れます。家の事は、何事も先づ老人にはかつてし、老人が満足すれば家の者も皆満足するといふやうな家風はまことにゆかしいものでありまして、いはゆる敬老は、かうしたなごやかな心から湧き出るのであります。(略)辛酸を越えて、長く世に生きた方だけに、ゆたかな経験や、深い思慮の持ち主で(略)老人の意見には聞くべきものが多く、その教へには、祖先の遺風が生きて生きたと伝はつてをります。老人は生きた家風であり、家訓であります。(文部省著作、第一學年用〔第一分冊〕、一九四六年八月、中教出版、二)

確かに、祖孫一体の風とか祖先の遺風、恩など、「家」的な思想を色濃く残した内容になっているが、そこから家族国家

に関連するものと家父長的な要素はとり除かれ、敬老、家風の尊重などをわが国古来の淳風美俗として残している。それも『青年家庭』から『高等科家事』への変化をみると、徐々にトーンが弱まっていることがうかがえる。

もう一つの内容である主婦についての記述をみよう。

わが国の主婦は、家へ、父母へ、夫へ、子女へ、己のすべてをさへめて、朝は早くから夜はおそくまで身を粉にして立ち働き、殆ど骨を休める暇もないくらいです。この忠實と勤勞とがわが国の主婦の偉大なところであります。私どもは、この傳統に目ざめて、いよく古來の美風を發揚するやうにしたいものです。

主婦となつては、(略)常に心身の鍛鍊を怠らず、讀書・修養の時間を生み出して廣く社会・政治についての識見をも養ひ(略)、時局の要請に應ずるやうに努め、一家の運営については主人のよい内助者となり、子女に対しては慈愛深い賢母となるやうに努め、日常生活に於いては科學的態度を以つて(略)……。 (文部省『高等科家事』第二學年用〔第四分冊〕、一九四六年八月、六六～六七)

この時点でも、全力を家族のために献げつくす主婦のあり方を古來の美風と評價していた。この見方は戦前以來微動だにしていないが、前年一〇月の「婦人解放」を受けてか、社会的視野をもち、人格を陶冶することを書き加えている。主婦としての働き方と人間性を磨くことが両立しえない状態に置かれていたのだが、それに注意が払われた形跡はない。

(2) 新制中学校の「近代家族」

一九四七年に新学制がスタートした。家族制度改革や「近代家族」はどのように紹介されたのだろうか。最初の家庭科教科書、文部省著作、中学校『家庭』(一九四七年五月)の場合はつぎのようである。

○たのしい家庭

ぼくのうちでは、みんなが働きます。父はつとめに行き、母は家事を受け持ち、ぼくと妹は学校にかよっていますから、みなそれぞれいそがしいのですが、家庭を楽しくするために、自分のことは自分でし、力を合せて自由な時間を作ることにきめてあるのです。

「びんぼうと暴力は、人間の恥である」というのが、ぼくのうちの標語です。びんぼうとたたかうためには、働かなければなりません。暴力とたたかうためには、正しい知識と勇氣とを養わなければなりません。

父とぼくは男ですが、さら洗いもするし、くつ下の破れくらは、自分でつくろいます。母と妹は女ですが、畑も作るし、自転車に乗って、どこへでも用たしに出かけます。みんなで働くので、夜がたのしみです。みんなでさつと夕飯のあとかたづけを終って、いろいろなお話をします。ぼくと父としようぎをさすこともあり、四人で歌をうたうこともあります。(第一学年用、一)

みんなが(略)心を合わせるばかりでなく、力を合わせる。すなわち責任を分かち合い、仕事を分担して行くのである。(略)主婦が一人ばた／＼と、朝から晩まで忙しがつて、ほかの者はなんの協力の手も出そうとしない例があるが、これでは家庭生活は幸福にならない。一方、主婦もまた、(略)むだな疲れをしないために、生活を科学的に能率的にしなければならぬ。(第三学年用、六一)

以上の記述では「家」制度の廃止には全く言及していない。しかし日本古来の美風などは一掃され、少人数で核家族のたのしい家庭が描かれた。そこでは団欒、むつまじい家族、寄り添う家族が描かれ、家族の和が強調された。

主婦像が変化したのも大きな特徴である。主婦を台所から解放するとともに、自転車に乗る活動的な主婦を描いた。家族のみんなが働くことと自分のことは自分することに価値を与えられたので、性別分業を強調する以上に、家事労働の分担が強調された。教科書の主語が「ぼく」であるのも、家族全員の家庭生活への参加が期待されていたことを暗示するよう⁽³⁾だ。権力や権威の集中した父も存在しなくなった。『高等科家事』の直系家族を想定した家族と比べると、『家庭』の家族がいかに新しい変化を表現しようとしたかが理解される。

これ以後の中学校家庭科教科書は民法改正後に刊行され、占領期間中に七種類を数えた。入手できた五種類をみると、三種類の教科書でよく似た特徴が認められるが、その特徴に前出の文部省著作教科書が果したモデルとしての役割の大きさがうかがえるのである。

文部省モデルからいく分距離をおいた残る二種類についてみよう。二宮尊徳の言をひいて、家は父母を船頭とする乗合船で、祖父母・父母・子・孫がまごころをもって堅く結びつき、一心同体となって生活している、と述べている。ここにみら

れる家族の和は心性からみても伝統型で、「近代家族」とはいいがたい。(中等教育研究会『中学家庭 一』一九四九、一)。

北信教科用図書研究協会編『中学家庭 第二学年』(一九四九)では、父が「家族全体が責任を持ち、積極的に協力して、明かるい家庭を作るようにつとめなければならない。本当の民主主義日本の建設は家庭生活の民主化からだよ」(二)と述べ、毎土曜日に家族会議を開いて相談している。家族員は平等に決定過程に参加し、リーダーシップは父親がとるという典型的な近代家族像がかい間みられる。これは中学校家庭科で民主主義に唯一言及した教科書であった。

以上のように、家庭科教科書が家族制度改革の内容としたのは、何よりも、明かるく楽しい家族・家庭を描いてみせることであった。そのための方法が家族の和と、主婦の台所からの解放と、就労・家事分担・菜園づくりで勤労を強調するという密接不離の三点セットだったのである。

しかし、果してこれを近代家族を紹介したものだと思ふことができるのだろうか。制度改革の方が先行したことを考慮すれば、法的家族像(利谷、八〇～八二)が明記されて当然だと思われるのだがそうはならない。はつきりいえることは「家的要素を徹底的に退けたことであった」。

さて、中学校の副読本『民主主義』(文部省著作、一九四九)には、「家」制度の廃止を「法律上、家の制度がなくなり、戸主という地位や戸主権を継承する家督相続に関する規定も廃止された」(下巻、三二三)と記述している。そして憲法二十四条を明記し、両性の本質的平等を述べた上で、法律上だけでなく、家庭の中心にある夫婦の関係、また兄弟・姉妹の関係も人間尊重の原理によって建て直すことが重要だとし、核家族・小家族を自然で望ましいとした(三二一～三二三)。こうしてうまれた家庭の理念を愛と理解と平安に満ちたものととらえた(三一九)。

『民主主義』には、「家」制度の廃止とその理由、戦後の法的家族像を中心とした「近代家族」の説明がていねいに記述されている。

家庭科と『民主主義』とに描き出された内容の違いは驚くほど大きいが、ともに文部省の手を経たものであるから、この両方を包含する家族観こそ、文部省が中学生に示した「近代家族」であったととらえるのが妥当であろう。

(3) 高等学校『家族』の「近代家族」

高校では『家族』という教科書が占領期間中に四種類刊行された。当初より文部省著作はなく、一九四九年一種類、翌年三種類が家庭科八科目中の一科目・家族の教科書として発行されたのである。

これら『家族』においては、いずれも憲法二十四条を紹介、解説し、法的家族像を明記している。しかし「家」制度廃止の説明はかなり多様である。

中川らは「男女が互に人格を尊び、平等の権利と責任をもって真に家庭を構成されているようにはなっていないかった」(中川善之助、氏家寿子、稲葉ナミ、『家族』一九四九、中教出版、一九)と逆転した言いまわしで「家」制度を批判的に述べ近代家族の理念を印象づけている。⁽⁴⁾そしてまた「今までの戸主中心の家族制度を基礎とし、男性を偏重した婚姻関係も親子関係も改められた」(六三)と述べて、家族制度改革における男女平等を強調した。

『家族Ⅰ』も同様に「ごく最近まで一般に家族が同等の権利と義務を持つて構成され、また各々の立場が平等に保持されるという状態にはなっていないかった」と記している(中川善之助、氏家寿子、稲葉ナミ、一九五〇、中教、一三)。

『一般家庭家族』は「これまで家の觀念がつよく、家を中心としてすべてのことが行われてきた。(略)なんでも家族のためということが多かった。また家系が重んじられたために、かたよった家庭愛ができて、家庭生活がだんだんゆがめられてきた」(日本女子大学家庭科研究会編、一九五〇、実教出版、二〇)と述べ、家庭生活における家中心的な態度を反省するところに力点がある。

『家族』では『家』というものは、ただ戸籍上の『家』をさすので、現に私たちの家族が集まって、いっしょに生活している家とは異なる場合があるのである。このために実際生活には、非常に不都合なことが起こりやすかった。それで新民法においては、この『家』を廃したのである。『家』という制定^{イデ}の廃止に伴って、その『家』の長である『戸主』というものもおのずから廃されたのである(教育文化研究会家庭委員会、一九五〇、教育図書、三三)。家族の実態に合わせるために「家」を廃止したというのだから、「家」制度がもっていた前近代的・家父長中心のイデオロギーの否定という面はこ

ではふれられていない。これは政府見解の「民法典の『家』と、国民の家族団体生活としての習俗上の『家』とを区別し、前者を廃止し、後者はむしろ存続を奨励すべきものとした」（依田、八四、二二）ことを受けて書かれたのかもしれない。

特にあとの二冊の教科書においては、急激な家族制度改革と、「家」制度のなかで培った家族に関する意識・心性との大きなギャップを前に、「家」制度を正面きって批判せず、妥協的に伝えようとした面があったと推測することができる。

ところで、中川らの『家族』、『家族Ⅰ』、『一般家庭家族』では、家族が時代とともに変遷してきたことを盛りこんでいる。例えば『家族』は「原始時代から近代に至るまでに、雑婚時代、母系時代、父系時代を経て現在にいたる」（一八～一九）と記している。教育勅語に代表される万世一系の天皇家という見方を根底からくつがえす家族観である。天皇制国家という国家主義は、家族のレベルでは、このような表現で全く否定されたといえるだろう。

さて、「家」制度を否定したあとに法的家族像という形で近代家族イデオロギーが導入されたのだが、そこで営まれる家族像をどうとらえたのか。具体的記述のみられる二冊からみてみよう。

『一般家庭家族』はこれからの家族関係として、①家庭運営する母に男女を問わず協力して勤労精神を養う②家族の者がともに楽しむ習慣を身につける③真理をきわめ、自然や文化を愛し、自・他の権利や人格を尊重する、自主・独立心を育てる、と記述した（二四～二六）。

教文研『家族』は民主的な家庭生活として、①実務を分担し、母親の自由時間をうみ出す②互いに人格を尊重する③兄弟姉妹が仲よく助け合い夫婦の和合がある、という（三五～三八）。

憲法二十四条を紹介し、新民法を説明し、民主主義を説きながら、近代家族像の核心をとらえたとはいえない家族像である。

衣・食・住という物財の現実をとり上げる家庭科は、当時息づいていた家族の心性と切り離し難い、現実的な家族を対象としてみていた。理念を中心にとりあげるわけにゆかなかったのが、家族教科書の家族像であったといえるのかもしれない。しかし、現実的にとらえることで、逆に近代家族のイメージがみえにくくなってしまいう面があったことがわかる。

3 「検閲」にみる日米の夫婦平等観

占領国アメリカにおいて、女性が参政権を獲得し、法の下の平等を実現したのは一九二〇年であった。しかし、すでにピルグリム・ファーザーズの時代以来、ピューリタニズムは、神の前の男女平等と妻の夫に対する服従とをくりかえし説いていたという（大下、八五）。どのような形であれ、アメリカ人にとって男女平等の概念は、法制化される以前に、すでに内面化されていた。

しかし、男尊女卑の文化のなかで育った日本人にとって、男女の本質的平等を理解するのは困難なことだったにちがいない。選挙権のような法の下の平等であればともかく、家庭における男女平等の場合はどう受け止めたのだろうか。この章では、中川らの『家族』に対する「検閲」⁽⁵⁾を通してこのことを考えてみたい。

(1) 「従う」と「協力する」

「検閲」によって語句がさしかえられた結果、意味内容が変った例をとりあげてみよう。

(6)

(英訳原稿) They may be trained also to willingly obey other members at home

(p.42)

(CIEによる「検閲」) willingly cooperate with other members

(「検閲」後の文部省検定教科書の本文) 家族の理想のためには心から協力し。

(26頁)

CIEは文部省のすすんで「従う」を「協力する」とさしかえた。力をあわせる意味の cooperate に対し、obeyの方は前近代的な人間関係を含みがちな語である。なぜこのようなさしかえられねばならない語を用いたのだろうか。

当時の家族社会学の第一人者であり、教育刷新審議会（委員長南原繁）の委員でもあった戸田貞三の一文に英訳原稿そのも

のよう内容を確認することができる。「家族は一つの集団でありますから、生活しているうちにはしげんに、従うものと従わしめるものの関係が生じてきます。家族の人々がお互いに譲りあったり、多少は犠牲になったりすることがあります。つまり妻が夫に従う(性的従属とか、子が親に従う(年齢的従属)とかいう関係が生じます。しかし、この従属関係は感情とか信頼とか尊敬とかというようなものが本になっていますから、外部的な権威にむりやりに服従するというようなことはまるで意味がちがいがい、ごく自然的、感情的なものです」(一九二〇)と述べた。戸田は民主主義下の両性関係に、法の下夫婦の平等がある一方、家族集団においては夫婦の従属関係があるとみた。時代が変っても、家族の中に従属関係が生じるのは避け難いとみており、「感情的な結びつきを本として成り立つ自然的な従属関係」(二四)を通常の従属関係に含めていないという特徴がある。しかし戸田は夫が妻に従うという性的従属を考えていたわけではない。そして「これまでの伝統を生かしながら親子中心の家族制度と夫婦中心の家族制度のよいところをとりいれ」(二七〇)てゆくので「西洋と全く同じような夫婦本位の家族制度」(八〇)にはならないという。

戸田にみられる夫婦平等観は、文部省の夫婦平等観の表現であり、一般の多くの日本人にも受け入れられるものだったのである。英訳原稿が obey であり、文部省の独力では cooperate にしえなかったゆえんである。

(2) 夫婦平等観と性別分業観

「検閲」による語句のさしかえで意味内容が変った第二の例がつぎの文である。

(英訳原稿) to make the husband work in full capacity without any worry about the home affairs and to become his supporter positively (p. 131)

(C I E の「検閲」) in building together an unselfish home

(「検閲」後の文部省検定教科書の本文)

夫に十分な力を発揮させ、積極的には利己的でない家庭を共に築き上げるために、夫の助言者になる…… (p. 131)

家庭のことは妻が行い夫は思い思うことなく職業に専念するという文部省の夫婦平等観と性別分業観に対して、夫婦が共に家庭建設にあたれというCIEの「検閲」の背景に、日米の夫婦観のギャップがうかがえる。これについてCIEで活用された家族(家政学領域)の文献から考察してみたい。

夫婦のパートナーシップについて、各々の幸福の増進と能率の向上をめざす発展的な仕事をパートナーシップでつくってゆくことは、「責任あるパートナーとしてまた個人として、おたがいの活動を互いに考えあうことになる」(Martin & DeGruchy, 1967)⁽⁷⁾ととらえている。家族員の幸福や家庭の仕事に対して相互的にかかわりあうことを述べたものである。また性別分業との関係をつぎのように記している。「父親は経済的責任を母親は家庭経営と家事技能の責任をもっているという印象があるが、最も満足のゆく家庭では、父と母とは互いに協力しているのである」(Jordan, Ziller, and Brown, 1970)⁽⁸⁾。

夫婦の意見が不一致になった場合をとりあげた記述では、母親と父親は子育てや家族の目標などについて完全に共感しているべきだ。もし両親の間で子育てについての意見が合わないときは、考え方のちがいが認められ、またできる限り合わせなければならない。双方で同意ができないときは、母親が家庭経営者の役割を引受け、彼女の考えを家族の者にわからせねばならない」(Martin & DeGruchy, 1968~9)といい、父親の役割について「ほとんどが解任されている。彼は生計費の獲得に従事しているのだから(略)家庭の外の担当マネージャーとみなされるべきである。これがなければ、子どもの発達は一面的になりそうだ」(Martin & DeGruchy 1968~9)と述べた。夫(父親)と妻(母親)それぞれが分担した性別役割領域での責任と最終的な決定権の所在を明らかにしている。これらの文献では、夫と妻が家庭生活に共同して参加するようくり返し述べられ、夫婦間の親密なコミュニケーションがその前提におかれている。

翻って日本の教科書における性別分業をみるといささか異っている。例をあげてさらに検討してみることとする。

ある日の家族会議で、家庭の仕事が母親に集中し、生活が円滑に展開していないことを兄が指摘する。父が座長となり、仕事の分担をみんなで決めるのだが、その際母は「私は何でもいたしましょう」と受けている(『私たちの仕事…都市生活を中心として』、中一、実業之日本社、一九五一、六五~六六)。このような記述からみて、母は家事領域では技術をもつ遂行者であ

るが、主導権や決定権をもつ責任者とは認識されていない。またここでは父が家事に積極的に描かれているが、このような例ばかりではない。楽しく働く家族を描く家庭菜園づくりだが、四九年には早くも父のいない菜園づくりのさし絵が登場する(『明るい家庭』中一、中教、一)。教科はちがうが、「風と子ども」と題する詩の一節はつぎのようである。さあ、夕御飯だ——／とうさんはこんやもおそい。／おとなしくねどこで待っている(文部省、『気候と生活』第六学年用、一九四八、一二七)。家族の民主化が、特に家族の団欒として表現された時期にあつてさえ、家庭生活での父親の不在は受容されていた。

日米を比べてみると、夫と妻の明確な性別分業と夫のインストウルメンタルな(手段的)役割における責任は日米で似通っている。しかし、日本の場合、妻の役割領域での決定権が弱く、夫の家庭不在を容認し、夫婦の性別分業は明確であるが故にコミュニケーションを必要としないほどであること(増田、四〇)などは両国で全く異なる点である。

近代家族という視点からみると、少くともこの時期においては、これらの性別分業観の日本の特徴と法が実現した夫婦平等観とはつながりがつきにくい関係にある。

「家のことに思い患うことなく」と「共に家庭を築く」の背景にうかがえたギャップはこのようになかなり大きいものであった。

4 結びにかえて

教科書における「近代家族」を明らかにするためには、個人の尊重や個人主義について考察することも重要だが、本稿では家族制度改革と夫婦平等観を中心にみるにとどまった。紙幅の関係から若干のまとめで終りたい。

義務教育の中学校では、家族関係において、敬老をなくし、すべての「家」的なものを排除し、権力・権威をもたない父親、家事から解放され活動的な母親、親子がともに団欒する核家族を「近代家族」としたのが四七年である。その後占領軍期間を通して、家族の和、主婦の台所からの解放、家族全員参加の勤労の強調による、明かるく楽しい家族・家庭を描き続

けたのである。

高校における「家」制度廃止の説明は多様だったが、いずれも否定さるべきものとみていた。従って、戸田のいうような親子中心の家族制度と夫婦中心の家族制度のよいところをとり入れるという折衷的な考え方はなされていない。そして新しい家族制度として、憲法二四条の紹介・解説を行ったのだが、そこに描かれた家族像は、母親の過重労働の軽減に協力し、人間を尊重し、家族全員が和合し、ともに楽しむ程度のものであった。

法的家族像は欧米の近代家族をモデルとし、教科書の「近代家族」もまた憲法二四条を紹介したのだから、欧米の近代家族がモデルのはずだと考えられるのだが、教科書の家族像と憲法二四条の法的家族像との距離は大きい。

それは一つには、法的家族像と、国民がもっていた家族意識、あるいは家族に関する心性との乖離にあったといえるのではないだろうか。

しかし、また別の要因もあったように思われてくる。中学・高校を通して、明かるく楽しい家庭を実現するために、勤労が強調されたという特徴をどう考えたらよいのだろうかということである。勤労は近代家族の理念に直接関係しないはずであるから、そこに現実の家族問題としての貧困が立ち現われてくるように思われる。明かるい家庭という家族の目標は、近代家族理念の積極的な内面化よりも、家族・家庭の安定化と、貧困からの脱却の方を重視したいとする、行政の意志表示だったのではないだろうか。

戦後の出発点にあった教科書の近代家族像は、家族の現実により強く方向づけられて表現されたのではないだろうか。

註

- (1) 有地亨 一九七七『近代日本の家族観 明治篇』弘文堂、同 一九八六『日本の親子二百年』新潮社など。
- (2) GHQ/SCAP Record, CIE(A)—0486 より採録。
- (3) 当時家庭科は建前では男女とも選択教科だったが、女子が学ぶよう奨励されていた。重松伊八郎 一九四八『新しい導き方家庭科概説』三省堂、一〇頁。

(4) 「家」制度の廃止と理由を記述していたが、この部分が「検閲」によって削除された。この教科書の「検閲」では、戦前の反省の部分が削除される傾向があった。

(5) 文部省がCIEに提出するために作成した英訳原稿に対して、CIEが行った「検閲」の実態がわかっている教科書は全教科を通して本教科書のみである。下記論文は「検閲」の実態を明らかにしたものである。酒井はるみ一九八九『家族』（教科書）にみる文部省とCIE」お茶の水女子大学心理・教育研究会『人間発達研究』第一四号 五〇―一。本稿で「検閲」としたのは、統制の範囲を無制限に拡大したり、「危険」な著者らを社会から排除するなどの制裁を伴わなかったので、戦前の検閲と区別したのである（同上論文、六）。

(6) GHQ/SCAP Record, Family-Upper Secondary 1st to 3rd Grade, May 1949, (IECO)―02826-02829

(7) 高校家庭科の作成で中心メンバーだったD. Lewisが借り出している。CIE教育課所蔵（竹前のCIE組織による、一七七）

(8) CIE職員の個人蔵と考えられる。

参考文献

- 大下尚一 一九七六 「アメリカ初期の女性たち」本間長世編『新大陸の女性たち』評論社
落合恵美子 一九八九 『近代家族とフェミニズム』勁草書房
Jordan, H. M., Ziller, M. L. and Brown, J. F. 1935 "Home and Family", The MacMillan Company, N. Y.
竹前栄治 一九八三 『GHQ』岩波書店
常見育男 一九七二 『家庭科教育史 増補版』 光生館
利谷信義 一九八七 『家族と国家』 筑摩書房
戸田貞三 一九五〇 『家族制度』（社会科文庫A5）三省堂
増田光吉 一九七六 「家族の内部構造」大橋薫・増田光吉編『改訂家族社会学』川島書店、氏の指摘は調査時点以前の占領期にも示唆的である。

Martin, L. J. and DeGruchy, C., 1938 "The Home in a Democracy", Harr Wagner Publishing Co.

依田精一 一九八四 「戦後家族法の改正と『家族制度』の廃止」内山尚一、黒木三郎、石川利夫先生還暦記念『現代民法学の基本問題 下』 第一法規

（茨城大学 社会学）